

あることは洵に遺憾である。之に就いては、重點を乳幼児保育の改善と結核の豫防とに置いて、極力死亡率の低下を圖らねばならぬ。

凡そ國民の精神的及肉體的増強を圖ることは國力の根基に培ふ所以であるから人口増殖方策と併せて、國民鍊成の爲の厚生諸施策を講ずることも亦、正に喫緊の要務である。

本日恆久的人口政策が確立されたのであるが、今後は着々之を實施に移すことが肝要である。厚生省としては、特に其の責任の大部分を負担するの感を深うする。人口増強の問題は、國防力及生産力擴充の上から重大問題であるばかりでなく、國家の將來に對して永遠に運命を支配する所の大問題であるから、政府は今後各省一體となつて本國策の遂行に萬全を期するは勿論であるが、全國民も亦十分の其の重要性を理解して、民族永遠の發展に協力せられんことを切望する次第である。

### 政府職員共濟組合令の公布

判任文官以下政府職員の相互救濟を目的とした政府職員共濟組合に關する勅令は昭和十五年十二月二日勅令第二百二十七號を以て公布された。之を掲ぐれば次の如くである。

#### 政府職員共濟組合令 (昭和十五年十一月三十日勅令第二百二十七號)

##### 第一章 總 則

第一條 判任文官、同待遇者並ニ國庫ヨリ給料又ハ手當ヲ受クル囑託員、雇員、傭人及職工ハ本令ノ定ムル所ニ依リ相互救濟ヲ目的トスル組合ヲ組織ス但シ左

ニ掲グル者ハ此ノ限ニ在ラズ  
一 他ノ勅令ニ依リ組織セラレタル共濟組合ノ組合員

二 健康保險又ハ船員保險ノ被保險者

三 判任文官及同待遇者ニシテ俸給ノ支給ヲ受ケザルモノ

四 在外指定學校職員及在滿學校組合待遇職員

五 前各號ニ掲グル者ノ外命令ヲ以テ定ムル者

第二條 組合ハ組合員タルベキ者ノ俸給、給料又ハ手當ニ關スル豫算ヲ所管スル各省毎ニ之ヲ設クルモノトス但シ内務部内、應府縣及内地ノ職業紹介所ノ組合員タルベキ者並ニ内地ニ於ケル國庫以外ノ經濟ヨリ俸給ヲ受クル組合員タルベキ者ニ付テハ内務省ニ、朝鮮總督府部内ノ組合員タルベキ者及朝鮮ニ於ケル國庫以外ノ經濟ヨリ俸給ヲ受クル組合員タルベキ者ニ付テハ朝鮮總督府ニ、臺灣總督府部内ノ組合員タルベキ者及臺灣ニ於ケル國庫以外ノ經濟ヨリ俸給ヲ受クル組合員タルベキ者ニ付テハ臺灣總督府ニ、關東局部内ノ組合員タルベキ者及關東州ニ於ケル國庫以外ノ經濟ヨリ俸給ヲ受クル組合員タルベキ者ニ付テハ關東局ニ、樺太廳部内ノ組合員タルベキ者及樺太ニ於ケル國庫以外ノ經濟ヨリ俸給ヲ受クル組合員タルベキ者ニ付テハ樺太廳ニ、南洋廳部内ノ組合員タルベキ者及南洋群島ニ於ケル國庫以外ノ經濟ヨリ俸給ヲ受クル組合員タルベキ者ニ付テハ南洋廳ニ各一組合ヲ設クルモノトス  
組合ハ前項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ規定ニ依ル各省其ノ他各廳ノ範圍内ニ於テ二以上ヲ設クルコトヲ得  
第三條 北海道地方費、府縣其ノ他之ニ準ズベキ地方

經濟(以下地方費ト稱ス)、神官又ハ神社ヨリ給料又

ハ手當ヲ受クル職員(判任文官及同待遇者ヲ除ク)ハ

命令ノ定ムル所ニ依リ同一經濟所屬毎(内地ノ神社

ノ職員ニ在リテハ、道府縣ノ區域毎トス)ニ包括シテ

組合ニ加入スルコトヲ得

第四條 第二條第一項ノ組合ハ各省大臣、朝鮮總督

臺灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使、樺太廳長官又

ハ南洋廳長官(以下組合所管者ト稱ス)之ヲ管理ス

同條第二項ノ組合ハ組合所管者又ハ其ノ指定スル者

之ヲ管理ス

第五條 組合員ノ所屬スル官公署ノ長ハ當該官公署ノ

職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

第二章 組合員

第六條 組合員ハ甲種組合員及乙種組合員トス

甲種組合員ハ囑託員、雇員、傭人、職工及之ニ準ズ

ベキ職員トシ乙種組合員ハ判任文官、同待遇者及之

ニ準ズベキ職員トス

第七條 組合員ノ加入及脱退ニ關シ必要ナル事項ハ命

令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 給 付

第一節 通 則

第八條 給付ハ左ノ五種トス

一 療養費

二 傷病手當金

三 埋葬料

四 分娩費

五 出產手當金

前項第二號乃至第五號ノ給付ハ乙種組合員ニ對シテ

ハ之ヲ爲サズ

第九條 組合ヲ脱退シタル際、疾病、負傷又ハ分娩ニ關シ給付ヲ受クル組合員ハ組合員トシテ給付ヲ受クルコトヲ得ベカリシ期間繼續シテ同一組合ヨリ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得但シ組合脱退ノ日前六月以上引續キ組合員タリシ場合ニ非ザレバ之ヲ受クルコトヲ得ズ

第十條 給付ヲ受クベキ者ガ他ノ法令ノ規定ニ依リ本令ニ依ル給付ト同種ノ給付又ハ給與ヲ受クルトキハ其ノ限度ニ於テ本令ニ依ル給付ハ之ヲ爲サズ

第十一條 組合員又ハ組合員タリシ者ガ命令ヲ以テ定ムル一定期間以上帝國(關東州及南洋群島ヲ含ム以下同ジ)外ニ在ル場合ニ於テハ其ノ期間ニ係ル給付ハ之ヲ爲サズ

組合員又ハ組合員タリシ者ガ陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタル場合ニ於テハ疾病又ハ負傷ニ關シ其ノ期間ニ係ル給付ハ之ヲ爲サズ

第十二條 給付ヲ受クベキ者ガ給付ヲ受クベキ事由終了ノ日ヨリ起算シ一年以内ニ給付ノ請求ヲ爲サザルトキハ當該給付ハ之ヲ爲サズ

第二節 療養費

第十三條 組合員ガ其ノ疾病又ハ負傷ニ關シ療養ヲ受ケタルトキハ療養費トシテ其ノ療養ニ要スル費用ノ十分ノ八ニ相當スル金額ヲ支給ス

第十四條 組合員ト同一ノ家ニ在ル者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)ニシテ主トシテ其ノ組合員ニ依リ生計ヲ維持スルモノ(以下被扶養者ト稱ス)ガ其ノ疾病又ハ負傷ニ關シ療養ヲ受ケタルトキ組合員ガ引續キ一年以上組合員タル場合ニ於テハ療養費トシテ入院ニ要スル費用又

ハ一四〇圓以上ノ處置料若ハ手術料ノ十分ノ五ニ相當スル金額ヲ組合員ニ支給スルコトヲ得

前項ノ療養費ハ組合員又ハ組合員タリシ者ガ第十一條ノ規定ニ該當スル場合ト雖モ之ヲ支給スルコトヲ得但シ同條第一項ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ組合員又ハ組合員タリシ者ガ帝國外ニ向ケ出發シタル際療養費ノ支給ヲ受クル場合ニ限ル

第一項ノ規定ノ適用ニ付第九條本文ノ規定ハ同項ノ規定ニ依ル給付ニ、第十條及第十一條ノ規定ハ被扶養者ニ之ヲ準用ス

第十五條 療養費ヲ支給スベキ療養ノ範圍及療養ニ要スル費用ノ算定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 組合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ組合ハ療養費ノ支給ニ代ヘテ療養ノ給付ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ組合ハ組合員ノ療養ニ付テハ其ノ療養ノ給付ニ要スル費用ノ十分ノ二ニ相當スル金額ヲ、被扶養者ノ療養ニ付テハ其ノ療養ノ給付ニ要スル費用ノ十分ノ五ニ相當スル金額ヲ組合員ヨリ徵收ス

第十七條 療養費ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發

シタル疾病ニ關シ其ノ支給ヲ始メタル日ヨリ起算シ六月ヲ經過シタル後ノ療養ニ付テハ之ヲ支給セズ

結核性疾病ニ關シテハ前項ノ期間ヲ超エ尙六月以内ノ療養ニ付繼續シテ療養費ヲ支給スルコトヲ得但シ組合員又ハ組合員タリシ者ノ結核性疾病ニ關シテハ其ノ支給ヲ始メタル日以前六月以上引續キ組合員タリシ者ニ限ル

第三節 傷病手當金

第十八條 組合員ガ療養ノ爲引續キ勤務ニ服スルコト

能ハザルトキハ勤務ニ服スルコト能ハザルニ至リタル日以後三日ヲ經過シタル日ヨリ其ノ後ニ於ケル勤務ニ服スルコト能ハザル期間傷病手當金トシテ一日ニ付給料又ハ手當ノ日額ノ十分ノ五ニ相當スル金額ヲ支給ス

入院シタル組合員ニ對シ支給スベキ傷病手當金ハ被扶養者ナキ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ給料又ハ手當ノ日額ノ十分ノ二ニ相當スル金額トス

第十九條 傷病手當金ノ支給期間ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シテハ療養ノ爲勤務ニ服スルコト能ハザルニ至リタル日以後三日ヲ經過シタル日ヨリ起算シ六月ヲ以テ限度トス

傷病手當金ハ其ノ支給期間ヲ經過セザルトキト雖モ療養費ノ支給ヲ爲シ得ル期間ヲ經過スルニ至リタルトキハ之ヲ支給セズ

第二十條 疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ニ於テ繼續シテ給料又ハ手當ノ全部又ハ一部ヲ受クルコトヲ得ベキ者ニ對シテハ之ヲ受クルコトヲ得ベキ限度ニ於テ傷病手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セズ

第四節 埋葬料

第二十一條 組合員ガ死亡シタルトキハ其ノ當時之ト同一ノ家ニ在リタル者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在リタル者ヲ含ム)ニシテ埋葬ヲ行フモノニ對シ埋葬料トシテ給料又ハ手當ノ日額ノ三十日分ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ其ノ金額ガ三十圓ニ滿タザルトキハ之ヲ三十圓トス

組合員ガ死亡シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クベキ者ナキトキハ埋葬ヲ行ヒタル者ニ對シ前項ノ金額ノ範圍内ニ於テ其ノ埋葬ニ要シ

タル費用ニ相當スル金額ヲ支給ス

第二十二條 第九條ノ規定ニ依リ給付ヲ受クル者が死亡シタルトキ、第九條ノ規定ニ依リ給付ヲ受ケタル

者が其ノ給付ヲ受ケザルニ至リタル日後三月以内ニ死亡シタルトキ又ハ其ノ他ノ組合員タリシ者が組合

脱退ノ日後三月以内ニ死亡シタルトキハ其ノ當時之

ト同一ノ家ニ在リタル者(届出ヲ爲サザルモ事實上

婚姻關係ト同一ノ事情ニ在リタル者ヲ含ム)ニシテ

埋葬ヲ行フモノハ最後ノ組合ヨリ埋葬料ノ支給ヲ受

クルコトヲ得

前條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受ク

ル者ナキ場合及前項ノ埋葬料ノ金額ニ之ヲ準用ス

第五節 分娩費及出産手當金

第二十三條 組合員ガ分娩シタルトキハ分娩費トシテ

二十圓ヲ、出産手當金トシテ分娩ノ日前二十八日、

分娩ノ日以後四十二日以内ニ於テ勤務ニ服セザリシ

期間一日ニ付給料又ハ手當ノ日額ノ十分ノ五ニ相當

スル金額ヲ支給ス

分娩ノ日ガ其ノ豫定日ヨリ後レタルトキハ組合ハ前

項ノ分娩ノ日前ノ期間ヲ七日以内延長スルコトヲ得

第二十條ノ規定ハ出産手當金ノ支給ニ之ヲ準用ス

第二十四條 組合ハ組合員ヲ産院ニ收容シ又ハ助産ノ

手當ヲ爲スコトヲ得

産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル組合員ニ對

シテ支給スベキ分娩費ノ額ハ前條第一項ノ規定ニ拘

ラズ十圓トス

第十八條第二項ノ規定ハ産院ニ收容シタル組合員ニ

對シ支給スル出産手當金ニ之ヲ準用ス

第二十五條 分娩ニ關スル給付ハ分娩ノ日前六月以上

引續キ組合員タリシ者ニ非ザレバ之ヲ爲サズ

第二十六條 出産手當金ノ支給ヲ爲ス場合ニ於テハ其

ノ期間傷病手當金ハ之ヲ支給セズ

第二十七條 組合員タリシ者が組合ヲ脱退シタル日後

六月以内ニ分娩シタルトキハ分娩ニ關シ組合員トシ

テ受クルコトヲ得ベカリシ給付ヲ最後ノ組合ヨリ受

クルコトヲ得但シ脱退ノ日前六月以上引續キ組合員

タリシ者ニ限ル

第四章 附帶施設

第二十八條 組合ハ組合員及被扶養者ノ保護救済ノ爲

命令ノ定ムル所ニ依リ必要ナル施設ヲ爲スコトヲ

得

第五章 費用

第二十九條 國庫ハ組合ノ事業ノ事務ノ執行ニ要スル

費用ニ充ツル爲組合所管者大藏大臣ト協議シテ定ム

ル金額ヲ組合ニ給與スルコトヲ得

第三十條 組合ハ組合ノ事業ニ要スル費用ニ充ツル爲

命令ノ定ムル所ニ依リ組合員ヨリ掛金ヲ徴收ス

組合員ガ第十一條ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ命

令ノ定ムル所ニ依リ其ノ期間掛金ヲ徴收セズ

第三十一條 國庫ハ第二十九條ノ規定ニ依リ給與金ノ

外組合ノ事業ニ要スル費用ニ充ツル爲國庫、神宮又

ハ官國幣社ヨリ俸給、給料又ハ手當ヲ受クル組合員

ノ俸給、給料及手當ノ總額ニ組合所管者大藏大臣ト

協議シテ定ムル割合ヲ乗ジテ得タル金額ヲ毎年度組

合ニ給與ス

組合員ニシテ前項以外ノ經濟ヨリ俸給、給料又ハ手

當ヲ受クルモノニ付テハ其ノ俸給、給料及手當ノ總

テ得タル金額ヲ毎年度當該經濟ヨリ組合ニ給與スベ

シ

前二項ノ規定ニ依リ組合ニ給與スル金額ハ組合員ヨ

リ徴收スル掛金ノ總額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第六章 雜則

第三十二條 俸給、給料若ハ手當ノ範圍又ハ給料若ハ

手當ノ日額ノ算定ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ

之ヲ定ム

第三十三條 特別ノ事情ニ依リ本令ニ依リ難キ場合ニ

於テハ組合所管者大藏大臣ト協議シテ特例ヲ設クル

コトヲ得

第三十四條 本令施行ニ關スル事項中醫療契約其ノ他

醫療ニ關スル事項、組合ノ事業ニ要スル費用ノ計算

ニ關スル事項等ニシテ重要ナルモノニ付テハ組合所

管者ハ隨時大藏大臣及厚生大臣ニ連絡ヲ爲スモノト

ス

第三十五條 第二十九條、第三十一條又ハ第三十三條

ノ規定ニ依リ組合所管者大藏大臣ト協議セントスル

トキハ組合所管者ガ朝鮮總督、臺灣總督、滿洲國駐

留特命全權大使、樺太廳長官又ハ南洋廳長官ナル場

合ニ在リテハ其ノ組合ニ對スル給與ニ關スル豫算ヲ

所管スル大臣ヲ經由スベシ

第三十六條 本令ニ定ムルモノノ外本令施行ニ關シ必

要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ組合中

已ムヲ得ザル事情アルモノニ關シテハ命令ヲ以テ定ム

ル日ヨリ之ヲ適用スルコトヲ得

ニ付テハ同項但書ノ規定ニ依リ命令ヲ以テ定ムル日前  
トス)ヨリ引續キ第一條又ハ第三條ノ規定ニ該當スル  
職員タリシ組合員ハ第十四條ノ規定ノ適用ニ付テハ其  
ノ期間組合員タリシ者ト看做ス

尙、參考の爲共濟組合命令に基き設立された厚生省  
共濟組合に關する組合規則の一部を掲ぐれば次の如く  
である。

厚生省職員共濟組合規則

(昭和十五年十二月二十七日  
厚生省令第五十五號)

第一章 總 則

第一條 本組合ハ政府職員共濟組合令ニ基キ之ヲ組織  
ス

第二條 本組合ハ厚生省職員組合ト稱ス

〔第三、第四、第五、第六、第七條 略〕

第二章 組 合 員

第八條 組合令第一條ニ規定スル職員ニシテ厚生部内  
ニ屬スルモノハ本組合員タルモノトス但シ左ニ掲ゲ  
ル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 休職中ノ者(召集ノ爲メ休職トナリタル者ヲ除  
ク)

二 部内ニ於テ高等官ニ準ズル待遇ヲ受クル囑託員

三 臨時ノ囑託員、雇員、傭人又ハ職工但シ囑託又  
ハ雇傭ノ日ヨリ一年ヲ超ユル者ヲ除ク

四 外國人

五 其他厚生大臣ノ指定スルモノ

第九條 前條ノ職員ハ左ノ日ヨリ組合員ト爲ルモノト  
ス

一 任官、採用、囑託又ハ厚生部外ヨリ轉勤ノ日  
二 組合令第一條但書及前條但書ノ規定ニ該當セザ  
ルニ至リタル日

第十條 組合員ハ左ノ日ヨリ組合ヲ脱退シ第三號ノ場  
合ハ脱退ノ日其他ノ場合ハ脱退ノ日ノ翌日ヨリ組合  
員タラザルモノトス

一 死亡シタル日

二 退官又ハ退職ノ日

三 厚生部外へ轉勤ノ日

四 高等官又ハ同待遇者(主事タル高等官ノ待遇ヲ  
受クル者ヲ除ク)ト爲リタル日

五 組合令第一條但書及本令第八條但書ノ規定ニ該  
當スルニ至リタル日

前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ事實アリタル日ニ更ニ組合  
令ニ依ル他ノ組合ノ組合員トナリタル場合又ハ組合  
令第一條第一號若ハ第二號ノ規定ニ該當スルニ至リ  
タル場合ハ其ノ日ヨリ組合員タラザルモノトス

〔第十一條、第十二條、第十三條 略〕

第十四條 退官又ハ退職ノ日若ハ其ノ翌日再ビ組合員  
ト爲リタルトキハ引續キ組合員タリシモノト看做ス

第十五條 甲種組合員タル資格ト乙種組合員タル資格  
ト重複スル日ハ新ラシキ資格ニ依ル組合員タルモノ  
トス

第十六條 組合ニハ組合員毎ニ組合員臺帳ヲ備付クル  
モノトス

第十七條 組合ハ組合員ニ對シ別記様式ニ依ル組合員  
證ヲ交付ス

組合員脱退シタルトキハ郵局長ハ其組合證ヲ回收ス  
ベシ但シ已ムヲ得ザル事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラ

第三章 掛 金

第十八條 組合員ハ掛金トシテ月俸(本俸タルベキ性  
質ヲ有スル俸給、給料又ハ手當ヲ謂フ)以下之ニ同  
ジ)受領ノ時甲種組合員ニアリテ八月俸ノ千分ノ一  
二、五乙種組合員ニ在リテ八月俸ノ千分ノ九、四ノ  
金額ヲ納付スベシ

月俸ヲ受領セザル月ノ掛金ハ次回受領ノトキ之ヲ納  
付スベシ

組合員ガ轉勤其ノ他ノ事由ニ因リ組合令ニ依ル他ノ  
組合又ハ他ノ勅令ニ依リ組織セラレタル共濟組合ヨ  
リ轉ジテ引續キ組合員ト爲リタル場合ニ於テハ前二

項ノ規定ニ拘ラズ其ノ月分ノ掛金ハ之ヲ免除ス但シ  
月ノ初日ニ於テ組合員トナリタル場合ニ於テハ此ノ  
限ニ在ラズ

〔第十八條第三項 略〕

甲種組合員ガ乙種組合員ト爲リタル場合又ハ乙種組  
合員ガ甲種組合員トナリタル場合ニ於テハ翌月分ヨ  
リ掛金ヲ改定ス但シ月ノ初日ニ組合員タル資格ニ變  
更アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

組合員脱退ノ際過拂込又ハ未拂込ノ掛金アル場合ニ  
於テハ之ニ相當スル金額ヲ給付金ニ加ヘ又ハ之ヨリ  
控除スルコトヲ得

第十九條 前條ノ月俸ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ算定ス

一 一年ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ年額ノ十二  
分ノ一

二 月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ月額  
三 日ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ日額ノ三十  
倍

前項ノ報酬ハ月ノ初日ノ現在ニ依ル但シ月ノ中途ニ於テ組合員ト爲リタルモノニ付テハ其組合員トナリタル日ノ現在ニ依ル

第二十條 特殊ノ事由又ハ臨時ノ事故ニ因リ一時月俸ニ移動ヲ生ジタルモノナルトキハ掛金額ハ之ヲ改定セズ

〔第二十一條 略〕

第二十二條 月俸ノ支拂者ハ其支拂ノ時組合員タル職員ヨリ掛金ヲ徴收スルコトヲ得

〔第二十三條 略〕

### 第四章 給 付

第二十四條 組合令第十三條ノ療養費ヲ支給スベキ療養ノ範圍左ノ如シ

- 一 診 察
- 二 藥劑又ハ治療材料ノ支給
- 三 處置、手術、其他ノ治療
- 四 入院
- 五 看護
- 六 移送

前項第三號ノ療養ニシテ之ニ要スル費用一回二十圓ヲ超ユルモノ及第四號乃至第六號ノ療養ハ組合ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル但緊急ノ場合ハ事後ニ於テ承認ヲ受クベシ

第二十五條 組合令第十一條第一項ニ規定スル期間ハ三月トス

第二十六條 本組合ニ於テハ組合令第十四條及同令第十七條第二項ノ給付ヲ爲スモノトス

第二十七條 組合令第十四條及同令第十七條第二項ノ療養費ノ支給ハ其療養ニ付組合ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル但緊急ノ場合ハ事後ニ於テ承認ヲ受クベシ

ノニ限ル但シ緊急ノ場合ハ事後ニ於テ承認ヲ受クベシ

〔第二十八條 略〕

第二十九條 療養ニ關係ナキモノト認めラルル費用又ハ必要ノ限度ヲ超ユルモノト認めラルル費用ニ付テハ療養費ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第三十條 故意又ハ重大ナル過失ニ依リ給付事由ヲ生ゼシメタルトキハ給付金ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第三十一條 組合ハ必要アリト認めタルトキハ給付ヲ受クルモノノ診断ヲ行ヒ又ハ療養ニ關スル指揮ヲ爲スコトヲ得

正當ノ理由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル組合ノ診断ヲ受ケザルトキ又ハ療養ニ關スル指揮ニ從ハザルトキハ給付ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第三十二條 組合員又ハ組合員タリシ者ハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外組合ニ對シ何等ノ請求ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十三條 給付金算定ノ基礎ト爲スベキ給料又ハ手當ノ日額ハ月俸ノ三十分ノ一トス

〔第三十四條 第三十五條 略〕

### 第五章 保健施設

第三十六條 組合ハ組合員及被扶養者ノ保護救済ノ爲メ左ノ施設ヲ爲スコトヲ得

- 一 疾病又ハ負傷ノ豫防ニ關スル施設
- 二 健康診断ニ關スル施設
- 三 保養ニ關スル施設
- 四 健康者ノ表彰

五 其他健康ノ保持増進ニ關スル施設

### 第七章 會 計

第四十一條 組合ノ事業年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第四十二條 組合ハ寄附ヲ受クルコトヲ得用途ヲ指定シタル寄附ハ其目的以外ニ使用スルコトヲ得ズ

第四十三條 組合ノ財産ハ郵便貯金ト爲シ若ハ確實ナル銀行ニ預入レ信託會社ニ信託シ又ハ國債證券ヲ以テ之ヲ保有スルコトヲ得

〔第四十四條 略〕

第四十五條 組合ノ事業成績及收支決算ハ毎年度之ヲ組合員ニ公表ス

### 附 則

本令ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 文部省體育局官制の公布

國民體位向上ノ要望に則應して文部省に於ては從來の體育課を體育局に昇格することとなつたが、その官制は昭和十六年一月八日付官報を以て次の如く公布せられた。

文部省官制中改正 (昭和十六年一月七日勅令第十九號)

第二條第四號ヲ削ル

第三條中「十四人」ヲ「十五人」ニ改ム

第四條中「六局」ヲ「七局」ニ改メ「社會教育局」ノ次ニ「體育局」ヲ加フ